

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A（尾張旭市）

No	分類	質問	回答
1	サービス利用	認定申請の結果、非該当の方の利用はどうなるのか。	認定申請の結果、非該当の方については、基本チェックリストを実施し、その結果、事業対象者となる方であれば、介護予防ケアマネジメントを経てサービス事業を利用することができます。
2	サービス利用	従来型通所サービスは、要支援者1と事業対象者は週1回しか利用できないということでしょうか。	従来型通所サービスの場合、要支援1と事業対象者の方が、アセスメントの結果、ケアプラン上、週2回の利用が必要であることが明確であれば、週2回の利用も可能ですが、報酬は、週2回利用であっても要支援1と事業対象者の方は週1回の区分で請求することとなります。
3	サービス利用	従来型通所サービスを週2回以上利用する必要がある場合は、要支援2の認定が必要ということでしょうか。	お見込みのとおりです。 報酬を週2回の区分で請求する必要がある場合は、要支援2の認定が必要となります。
4	サービス利用	従来型通所サービスを毎週月曜日に利用し、併せて運動型通所サービスを毎週水曜日に利用するというような併用は可能か。	従来型通所サービス（現行相当）の利用者が、運動型通所サービス（A型）を併用することはできません。 なお、短期集中通所サービス（C型）、従来型訪問サービス（現行相当）との併用や一般介護予防事業の利用は可能です。
5	サービス利用	第2号被保険者は総合事業を利用できないのか。	要支援者であれば、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。 （一般介護予防事業は、原則として65歳以上の方の利用となります。）
6	サービス利用	尾張旭市の被保険者（住所地特例でない）が、他市町村の総合事業を利用できないのか。	尾張旭市の被保険者が、他市町村の総合事業を利用することはできません。 （他市町村に所在する事業所が尾張旭市の指定を受けている場合は、尾張旭市の総合事業としての利用は可能です。）
7	サービス利用	滞納者への給付制限の取扱いはどのようになるのか。	総合事業は、給付制限の対象外となります。 （被保険者証に給付制限の記載がある場合、介護給付及び介護予防給付は給付制限の対象となりますが、総合事業については給付制限の対象となりません。）

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A（尾張旭市）

No	分類	質問	回答
8	介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントAについて、ケアプランの自己作成は認められないのか。	国のガイドラインによると、「新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として、地域包括支援センターにより行われるもの」とされており、「ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。」とされているため、自己作成は認められません。
8	サービス事業の基準等	第1号事業（従来型訪問サービス、従来型通所サービス等）に係るサービスの解釈通知等は、訪問介護及び通所介護の解釈通知を準用することによいか。	お見込みのとおりです。 人員基準等や報酬額を定める要綱（案）等は国の省令等を準用していますので、解釈通知に関しても、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等を準用します。
9	サービス事業の基準等	サービス事業の報酬はどうなるのか。	市ホームページ「介護保険事業者向け情報（介護予防・日常生活支援総合事業関係）」の「尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」を確認してください。
10	サービス事業の基準等	運動型通所サービス等の人員基準等はどうなるのか。	市ホームページ「介護保険事業者向け情報（介護予防・日常生活支援総合事業関係）」の「尾張旭市総合事業運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」等を確認してください。
11	指定	総合事業の開始に伴い、指定事業所の番号はどうなるのか。	みなし指定の事業所については、変更ありません。新規指定の事業所については、別途お知らせします。
12	指定	平成27年4月1日付けで総合事業のみなし指定を受けたことになっているが、その効力はいつまでなのか。また、更新手続などは必要になるのか。	平成27年3月31日に存在した「介護予防訪問介護事業所」と「介護予防通所介護事業所」については、尾張旭市の従来型訪問サービスと従来型通所サービスのみなし指定を受けています。 このみなし指定の効力は、平成30年3月31日まで有効で、その後も引き続き実施するためには更新手続が必要となります。 なお、更新手続については、改めてお知らせします。

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A（尾張旭市）

No	分類	質問	回答
13	指定	従来型通所サービスと運動型通所サービスを同一フロアで実施することは可能か。	従来型通所サービスと運動型通所サービスを同一の機能訓練室内で一体的に実施することはできませんが、総定員のうち「通所介護＋従来型通所サービス」の定員が内数で何人、「運動型通所サービス」の定員が内数で何人かを定める必要があります。各々の定員を超えると各々の減算規定が適用されません。
14	指定	通所介護事業所で、通所介護のサービス提供時間以外の時間帯で運動型通所サービスを実施することは可能か。	サービス提供時間帯以外の時間帯で「運動型通所サービス」を実施することは可能です。
15	指定	市内の「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」について、他市町村の総合事業・基準緩和型サービスの指定を受けることは可能か。	<p>とについては、指定を行う自治体に確認してください。指定を受ける場合、通所型サービスについては、定員に関して以下の点に留意してください。</p> <p>①通所介護＋介護予防通所介護＋従来型通所サービスで1つ目の定員、②運動型通所サービスで2つ目の定員（運動型通所サービスも実施する場合）、③他市（A市）の基準緩和型サービスで3つ目の定員、④他市（B市）の基準緩和型サービスで4つ目の定員といったように、定員を設定する必要があります。</p> <p>例えば、他市（A市とB市）の基準緩和型サービスも、本市同様に利用者1名当たり3㎡の機能訓練室を必要とする場合、事業所の機能訓練室が45㎡の場合は、同時に受け入れることができる定員の上限は15名となりますが、この定員を各サービスごとに割り振る必要があります。各サービスに定める定員を超えて利用者を受け入れることはできません。（上記の①で10人、②で3人、③で1人、④で1人など）</p> <p>本市以外に所在する事業所が、本市の基準緩和型サービスの指定を受けることは可能ですが、上記と同じ取扱いになります。</p>